

割戻金について

県民共済では、1年に1度、各共済ごとに決算を行い、そこで発生した剰余金（余ったお金）は「割戻金」として払込掛金に比例して、期末現在のご加入者にお戻ししています。

各共済の割戻率（掛金に占める割戻金の割合の実績）は次の通りです。

※割戻率は毎年変わります。下記の数値は実績であり、将来にわたってお約束するものではありません。

新型・県民共済 医療・生命共済

20.20%

（令和5年7月決算実績）

過去実績：令和4年7月 26.75% / 令和3年7月 48.96%

毎年7月に決算を行い 割戻金は10月下旬にお支払いしています

こども共済

令和5年3月決算の
割戻金はありません

過去実績：令和4年3月 13.89% / 令和3年3月 30.44%

熟年型共済

20.75%

（令和5年3月決算実績）

過去実績：令和4年3月 28.46% / 令和3年7月 29.13%

毎年3月に決算を行い 割戻金は8月上旬にお支払いしています

令和5年の決算は、新型コロナウイルス感染症第6波・第7波により、大変多くの共済金をお支払いしたため、割戻金をお戻しできない、もしくは、例年より少ない割戻率になってしまいました。さらに効率経営に徹し、ご加入者に少しでも多く還元できるよう努めてまいります。